

# 令和6年度 後期高齢者医療保険料の算出方法が決定しました

問い合わせ 国保年金課公費医療係(☎内線315・305)

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎(651)3111

ページID:2651

## 7月に保険料の決定通知を送付します

保険料の詳しい算出方法を記載した決定通知が届きます。リーフレットを同封して、制度改正のポイントもお知らせします。

## 令和6年度の保険料の算出方法

保険料は、前年中の所得金額と本年4月1日時点<sup>\*1</sup>の世帯の状況を基準に算定します。

(※1)本年度の途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点。

### ▶個人ごとの保険料の計算方法

保険料 年額 (限度額80万円)	=	均等割額 60,004円	+	所得割額 令和6年度所得割率 11.83% (控除後の総所得金額が58万円を超えない人は11.02%) 〔総所得金額等－基礎控除額〕×所得割率
---------------------	---	-----------------	---	--

### ▶総所得金額等の計算方法

総所得金額等	=	公的年金等の所得 公的年金等収入 －公的年金等控除額	+	給与所得 給与収入 －給与所得控除額	+	その他の所得 その他の収入 －必要経費
--------	---	----------------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------

## 世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます

### ▶軽減割合の計算方法

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 <sup>*2</sup> の合計額)	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与または公的年金等所得者などの人数－1) 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額)+29.5万円×被保険者数 +10万円×(給与または公的年金等所得者などの人数－1) 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額)+54.5万円×被保険者数 +10万円×(給与または公的年金等所得者などの人数－1) 以下	2割 (48,003円)

(※2)基本的に総所得金額等と同じですが、満65歳以上は公的年金などに例外があります。

### ▶後期高齢者医療保険制度に新しく加入した被扶養者の人へ

前日まで、社会保険の被扶養者であった人には所得割額はかかりません。さらに、加入後2年間に限り、均等割が5割軽減されます。なお、表のとおり軽減割合7割に該当する人は、7割軽減が優先されます。